

マイナー作物農薬登録拡大を円滑に進めるために

長野県農政部農業技術課
環境農業係 矢島 崇広

1 はじめに

本県は、本州の中央部に位置し、南北 212 k m、東西 120 k mで周りは山々に囲まれ、また、耕地は標高 260mから 1,490mに存在し、変化に富んだ環境の中で農業生産が行われている。

この変化に富んだ環境の中で、水稻をはじめ、りんご、ぶどうなどの果樹類、キャベツ、レタスなど野菜類、また、花き類やきのこなど多種多様な作物が生産され、農産物の総合供給産地として発展し、ピーク時には産出額で 4,119 億円（平成 3 年）に達した。

しかしながら、高齢化が全国平均を上回る水準で進行し、農業者の減少による農業の生産力等の低下が著しく、営農の継続等が懸念されている状況である。

このような中、県では農業農村が抱える課題に的確に対応すべく、平成 19 年に「長野県食と農業農村振興計画」を策定し、本県農業の魅力ある産業としての発展と活力ある農村づくりの実現に向け、積極的な事業展開を行っているところである。

2 マイナー作物農薬登録拡大の取り組み

（１）試験の取り組み状況

本県は、前述のとおりいわゆるメジャー作物の生産が盛んな一方、地域の特色を活かした地域特産農作物（マイナー作物）の生産も盛んである。

代表的な地域特産農作物としては、果樹類では「あんず」や「くるみ」、「ブルーベリー」等、野菜類では「パセリ」や「ズッキーニ」、「セルリー」等、特用作物では「わさび」や「薬用にんじん」等があげられる。

これら地域特産農作物の生産振興及び安定生産のためには、問題となる病虫害の防除に必要な農薬の適用拡大も重要である。

参考までに、これまで本県で実施した適用拡大試験の一部は下表のとおりである。

なお、一般社団法人 日本植物防疫協会発行の機関誌「植物防疫」（2011. 11 Vol. 65 P47～）にも、本県におけるマイナー作物の農薬残留試験の取り組みを紹介しているので、ご覧いただきたい。

対象作物名	対象病虫害	適用拡大農薬名
あんず	アブラムシ類	トラロメトリン水和剤
		イミダクロプリド水和剤
	灰星病	ヘキサコナゾール水和剤
	かいよう病	オキシテトラサイクリン
		チウラム水和剤
		オキシリニック酸水和剤
		バチルス ズブチリス水和剤
くるみ	アメリカシロヒトリ	ペルメトリン水和剤
		シペルメトリン水和剤
	シロテクロマイコガ	シペルメトリン水和剤
	カイガラムシ類	ブプロフェジン水和剤
ブルーベリー	白紋羽病	フルアジナム水和剤
	斑点病	キャプタン水和剤
パセリ	立枯病	クロルピクリンくん蒸剤
		ベノミル水和剤
	アブラムシ類	オレイン酸ナトリウム液剤
		メソミル水和剤
	軟腐病	銅水和剤
畑わさび	アブラムシ類	イミダクロプリド水和剤
せんぶり	シクラメンホコリダニ	ピリダベン水和剤
		ミルベメクチン乳剤
しゃくやく	除草剤	グリホサートカリウム塩液剤
		トリフルラリン乳剤

（平成 24 年 7 月末現在）

(2) 試験推進体制

本県におけるマイナー作物の農薬登録拡大に係る試験の推進体制は以下のとおりである。

薬効・薬害試験	農業関係試験場（果樹試験場、野菜花き試験場、南信農業試験場等）が中心となり実施
限界薬量薬害試験	
作物残留試験	試料調整：現地ほ場において、農業改良普及センターの普及指導員や J A の職員の協力を得て実施 補償等費用については、J A 長野県グループから負担いただいている。 作残試験：農業試験場で実施。 〔分析機器を昭和 57 年から順次整備。 GC、GC/MS/MS、LC が設置されている。〕 農業試験場において分析ができない農薬については、J A 長野県グループが出資する（社）長野県農村工業研究所において分析を行っている。

3 マイナー作物農薬登録拡大試験推進上の課題

(1) 推進体制の課題

マイナー作物農薬登録拡大の取り組みは、現地（生産者・J A・農業改良普及センター）・試験研究機関・農薬メーカー等々多くの関係者の協力が必要となる。

そのため、事前に現地からの要望に対し、緊急性や必要性、また試験の実効性、効率性等を考慮し、より多くの試験が実施できるようにするにはどのようにしたらよいか関係機関が集まり協議・調整を行っている。

その中では、他作物での効果等を検討しながら、適用拡大が可能と思われる農薬について試験例数や試験例の読み替え、収穫前日数（P H I）と残留基準値の関係等々を検討する。

ただし、農薬個々の詳細な情報（農薬の特性（残効性、残留性等）、一日摂取許容量（A D I）の枠、商品戦略等）は乏しく、打診した段階で断念せざるをえなくなることもある。

現在のマイナー作物の農薬登録拡大推進に係る事務の流れ・しくみは、県の担当者の負担が大きく、現地や試験場、農薬メーカー等多方面と調整する中で業務が煩雑となり、試験例数の不足などのミスも発生する。

また、試験実施から登録まで多くの時間を要することから、その間に担当者が代ることも考えられ、初めて担当になる者であってもわかりやすい体制づくりが必要であるとする。

(2) 作物残留試験に対する支援

現地からの要望はあるものの、作物の形状等から作物に残留しやすいものがある。

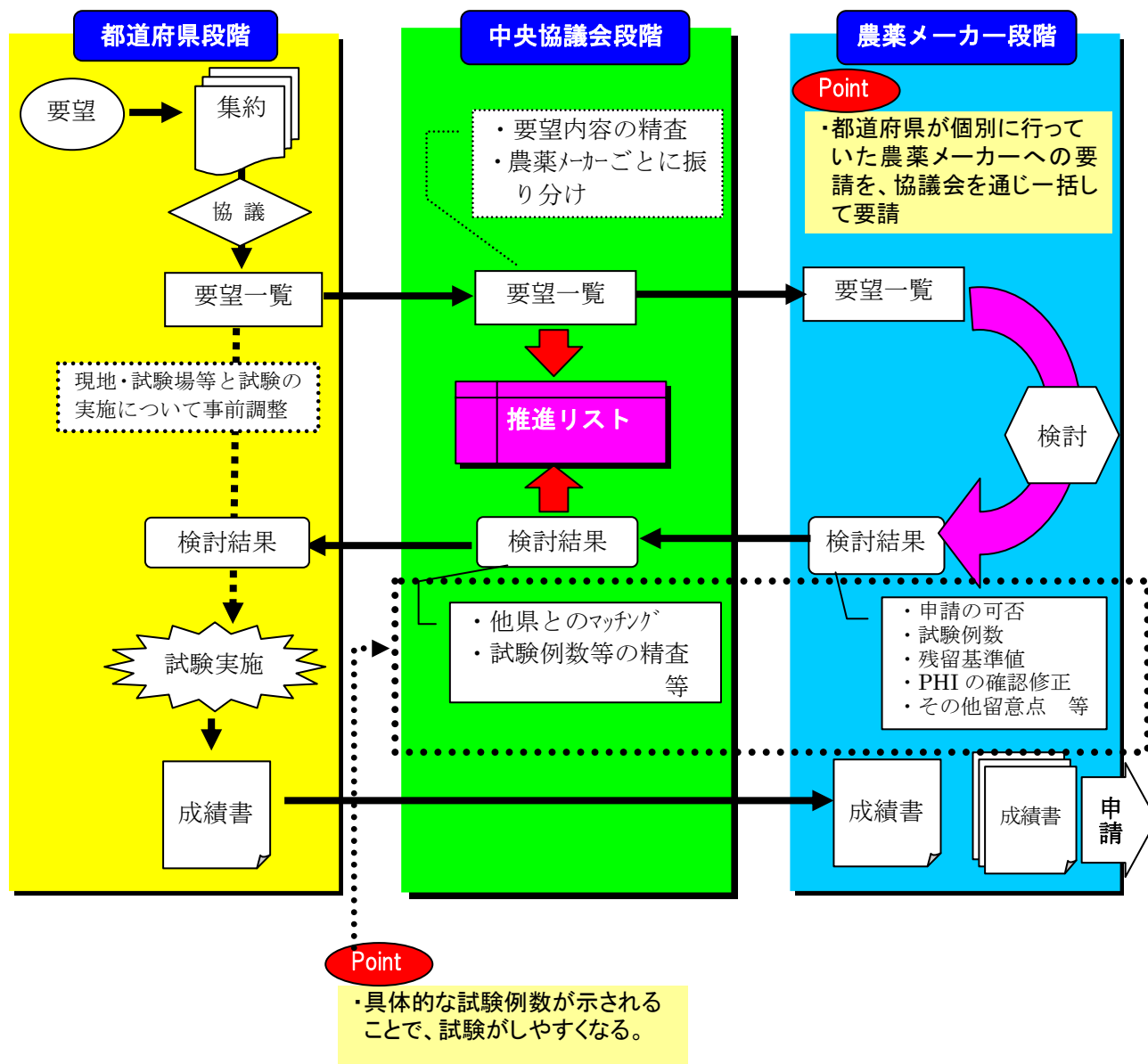
本県においては、例えば「パセリ」は現地からの要望が多いものの、作物残留試験の結果で申請ができない場合もある。

また、作物残留試験においては、限られた時期にしかサンプルが入手できないため、残留傾向の予測や適切な分析方法の検討に十分な時間が取れないなどの課題もある。

4 マイナー作物農薬登録拡大試験を円滑に進めるための提案

前述の3の(1)のとおり、都道府県の担当者が行う煩雑な調整業務を簡略化することが必要であるとする。

そこで、下図のように都道府県（現地からの要望の集約と試験の実施に係る調整、試験の実施）、中央協議会（都道府県からの要望の集約及び試験例数等の精査等）及び農薬メーカー（中央協議会を通じ提出された要望に対する検討）それぞれの段階で検討・調整等し、また、必要な試験等を都道府県に示すことで効率的な試験実施が可能になると考える



5 おわりに

農薬取締法が改正され10年目となり、また平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」の中の「食と農林業の再生～農林漁業再生戦略～」の工程表の中には、「地域の特産物の病害虫防除に使用できる農薬の登録拡大」が謳われている。

地域の特産農作物の生産振興上必要な農薬登録拡大が、より円滑により効率的に推進できる体制づくりの構築をお願いしたい。